

Crossed Paws 会則

第 1 条 (名称)

本会は、Crossed Paws という。

第 2 条 (目的)

Crossed Paws は、神奈川県立相模原公園ドッグランを運営し、犬を通して、飼い主を中心にした地域の人々に対して、犬や人が集い学び合うことができる時空間を提供する活動に関する事業を行い、犬を含めた動物たちを最期の時まで愛護する気風を育むことに寄与することを目的とする。

第 3 条 (事業)

本会は、第 2 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

1. 人と犬が集う場所の運営に関する事業
2. 動物の飼育方法に関する普及啓発事業
3. 地域住民とのふれあい交流事業
4. 動物愛護に関する事業

第 4 条 (構成・事務局)

1. 本会は、前条の目的を理解し賛同する市民により構成する。
2. 事務局を県立相模原公園ドッグラン管理棟に置く。
3. 事務局は、会の円滑な運営のために別に定める業務を行う。

第 5 条 (会員)

1. 本会は、第 2 条の目的を理解し、これに賛同する市民(県民及び他都道府県在住者)により構成する。
2. 会員は、第 3 条の事業にボランティアとして参加する市民個人とし、相模原公園ドッグラン利用登録申込書をもって入会し、本会に登録することを必要とする。
3. 会員は、相模原公園ドッグラン利用規約に定める年度登録費を納入しなければならない。
4. 会員は、別に定める退会届の提出により任意に退会することができる。
ただし、既納費は返還しない。
5. 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、第 11 条に規定する役員会の議決により、退会勧告または 抹消することができる。
 - (1) 定款等に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、運営管理を妨げる行為をしたとき
 - (3) 本会の目的に反する行為をしたとき。

第 6 条（役員）

1. 本会の円滑な運営と会員および犬の安全を図るため、役員を置く。
2. 役員は、会員の中から選任する。
3. 役員は、会の運営とドッグランの安全・安心・安定の為に、会員に助言・指導を行えるものとする。
4. 役員は、代表(第 7 条)、副代表(第 8 条)、事務局(第 9 条)に会計及び会計監査(第 10 条)とからなる。
5. 役員は、他の役職を兼任することができる。
6. 役員は、役員会に出席し、協議に参加しなければならない。
7. 役員の任期は 原則 2 年とする。
再任は妨げない。又役員に欠員が生じた場合は、速やかに選任し、任期は前任者の残任期間とする。

第 7 条（代表）

1. 本会には、代表を置く。
2. 代表は、役員の互選により 1 名選任する。
3. 代表は、本会を代表し、その事業を総括する。
4. 代表は、本会を安定的に運営する目的に対し、会員および犬の安全等に配慮し、従事するものとする。

第 8 条（副代表）

1. 本会には、副代表を置く。
2. 副代表は、役員の互選により 2 名以内選任する。
3. 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代行する。

第 9 条（事務局）

1. 本会には、事務局を置く。
2. 事務局は、役員の互選により 最大 10 名選任する。
3. 事務局は、役員会における決定事項、会の運営にかかわる広報および運営サポート等の活動を円滑にする。
4. 事務局は、会務を記録するとともに、本会の決定事項、報告事項を会員に周知する。

第 10 条(会計及び会計監査)

1. 本会の経費は、年度登録費、その他の収入をもって充てる。
2. 役員の中から互選により、会計 2 名以内及び会計監査 2 名以内を選任する。
3. 経費の執行は、別に定める会計手続きにより行う。

4. 会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。
5. 会計監査は、決算報告書を速やかに監査し、監査報告書を役員会に提出し、報告を行う。

第 11 条（役員会）

1. 役員会は、役員をもって構成する。
2. 役員会は、代表が議長を務め、市民参加を実践するために必要な事業計画・予算案及び活動内容並びに実施状況について以下の事項に関することを協議する。
 - (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (2) 事業報告及び活動決算
 - (3) 年度登録費
 - (4) その他運営に関する重要事項
3. 役員会は以下の事項について議決する。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 事務局の組織及び運営
 - (3) 役員の選任又は解任
 - (4) 会員の退会勧告または抹消
4. 役員会は、必要に応じて代表が招集し、全役員の過半数の出席を持って成立する。
5. 議事は出席役員の過半数の賛同を持って決定する。
6. 役員会は、事業の総括状況を会員に公表するものとする。

第 12 条（役員の任期満了）

1. 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

第 13 条（役員の解任）

1. 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、役員会の議決を経て、その役員を解任することができる。

この場合において、役員会は、事前にその役員に対し、その旨を書面等をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

 - (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

第 14 条（総会）

1. 総会は、会員をもって構成する。
2. 総会は以下の事項について議決する。
 - (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (2) 事業報告及び活動決算
 - (3) 年度登録費
 - (4) その他運営に関する重要事項
3. 総会は、毎事業年度 1 回開催する。
4. 総会の開催は、一か月前以前に管理棟掲示版に告知し、会員が参加できない場合は、すべて役員会に委任されたものとみなすこととする。
5. 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。
6. 議事は出席会員の過半数の賛同を持って決定する。

第 15 条（定例会）

1. 定例会は、役員および会員をもって構成する。
2. 定例会は、代表が議長を務め、運営に関する重要事項並びに実施状況に関することを協議する。
3. 定例会は、必要に応じて代表が招集し、役員および会員 5 名以上の出席を持って成立する。
4. 議事は出席役員及び会員の過半数の賛同を持って決定する。
5. 定例会は、事業の総括状況を会員に公表する場とする。

第 16 条（会則の変更）

1. この会則を変更しようとする時は、役員会の承認を得る。

第 17 条（その他）

1. 本会に関する重要事項については、予め県および指定管理者との意見調整を図るものとする。
2. この会則にない事項は、役員会で決定するものとする。ただし、緊急を要する事項に関しては、代表の判断により県および指定管理者と協議の上、これを先決することができる。

- 附則 1) この会則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行し、令和 6 年 7 月 1 日より適用する。
- 2) この会則は、令和 7 年(2025年)7 月 27 日から一部改定・施行する。
- 3) この会則は、令和 8 年(2026 年)7月1日から一部改定・施行する。